

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
<p>非常災害に対する具体的な計画 （条例第 31 条）</p>	<p>（非常災害対策） 第 31 条 介護老人保健施設は、その立地条件を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>第四の「24 非常災害対策」 （1）、（2）（略） （3）基準省令第 28 条は、介護老人保健施設の開設者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関への速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を置くこと</p>	<p>（1）計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。 （2）計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。</p>

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
		<p>とされている介護老人保健施設あつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている介護老人保健施設においても、防火管理者の責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	